

予納郵便切手額一覧表

(平成30. 4. 1現在)

長野地裁管内(管内の簡裁を含む)及び長野家裁管内共通

No.1

通常事件 (ワ), (行ウ), (ハ), (家へ)		支払督促異議事件(ハ) (督促異議後, 簡裁で訴訟となる事件)		調停事件(簡裁) (ノ), (ユ), (メ), (交) (特ノ)等		不動産執行 (ヌ), (ケ)		債権執行(催告あり) (ル), (ナ)		財産開示 (財チ)	
金額(円)	数(枚)	金額(円)	数(枚)	金額(円)	数(枚)	金額(円)	数(枚)	金額(円)	数(枚)	金額(円)	数(枚)
500	8	500	8	82	5	500	18	500	5	500	12
100	10	100	2	50	2	205	2	82	5	100	5
82	5	82	5	20	5	100	10	50	4	82	10
50	5	50	2	10	5	92	30	10	6	50	5
20	10	20	6	1	10	82	20	1	10	10	10
10	10	10	7			50	10			2	10
2	10	2	5			20	20			1	10
1	20	1	2			10	20				
合計額 6,000円		合計額 4,912円		合計額 670円							
当事者1名増すごとに 1082円×2組追加 (内訳:500円×4, 82円×2)		当事者1名増すごとに 1082円×2組追加 (内訳:500円×4, 82円×2)		当事者1名増すごとに 140円×2追加 (内訳:50円×4, 20円×4)							
						合計額 16,000円		合計額 3,180円		合計額 7,700円	
労働審判 (労)		配偶者暴力等に関する 保護命令事件 (配チ)						債務者1名増すごとに 1082円追加 (内訳:500円×2,82円×1)			
金額(円)	数(枚)	金額(円)	数(枚)					第三債務者1名増すごとに 毎に1642円追加(500円 ×3, 50円×2, 10円×4, 2円×1)			
500	4	500	2					執行費用として認める額 (債権者, 債務者, 第三債 務者各1名)2898円			
280	2	280	2								
100	4	100	2								
82	2	82	2								
50	3	50	4								
20	10	10	20								
10	5	1	16								
2	10										
1	16										
合計額 3,560円		合計額 2,340円									

※1 破産等一覧表に記載のない申立事件については, 各裁判所の各事件担当係にお問い合わせください。

※2 地方裁判所では, ①民事訴訟事件又は行政訴訟事件の訴え提起②東京高等裁判所(知的財産高等裁判所を含む。)への控訴提起時に必要な郵便料(予納郵券)を現金で予納することができますので, 御利用ください。

なお, 郵便料の現金予納等の詳細については, 各裁判所の民事受付係にお問い合わせください。

保 全 事 件			
債権仮差押 (ヨ), (ト)		不動産仮差押・不動産処分禁止仮処分 (ヨ), (ト)	
金額(円)	数(枚)	金額(円)	数(枚)
500	5	500	4
100	1		
50	2	50	1
20	4	20	3
10	3	10	1
1	10	1	10
合計額	2, 820円	合計額	2, 130円
債務者が1名増すごとに1, 082円を追加 (内訳:500円×2, 50円×1, 10円×3, 2円×1)		債務者が1名増すごとに1, 082円を追加 (内訳:500円×2, 50円×1, 10円×3, 2円×1)	
第三債務者1名増すごとに1, 734円を追加 (内訳:500円×3, 20円×2, 100円, 82円, 10円, 2円各1)		登記所が1カ所増すごとに1, 044円を追加 (内訳:500円×2, 20円×2, 2円×2)	
第三債務者に対する決定正本等の送達を速達で希望する場合は, 第三債務者1名につき, 280円1枚を追加		登記所に対する嘱託書の送付を速達で希望する場合は, 登記所1カ所につき, 280円1枚を追加	
1 債権者(代理人)が, 裁判所の交付送達で決定正本を受領しない場合は, 受領書の提出及び92円(内訳:82円, 10円各1) を追加。			
2 債権者(代理人)に対し, 決定正本を特別送達すべき場合(占有移転禁止, 自動車引渡断行の仮処分など)は, 1082円(内訳:500円×2, 50円×1, 10円×3, 2円×1)を追加。			